

**愛別町**  
**第5期障がい福祉計画**  
**第1期障がい児福祉計画**

平成30年3月  
愛別町

### 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字は、一般的に否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに代わる一般的な言葉がないのが実情です。

そのため、「障害」の『害』の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、本計画において「障害」については、法律や制度に基づく名称及びそれらの中で特定のものをさす用語を「障害」と標記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>3</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の根拠法と位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	4
4. 計画の策定方法 .....	5
5. 計画の方向性 .....	6
6. 計画の基本目標 .....	7
<b>第2章 障がい児・者を取り巻く現状</b> .....	<b>9</b>
1. 愛別町の現況 .....	9
2. 町における障がいのある人の状況 .....	10
<b>第3章 第4期障がい福祉計画の実施状況</b> .....	<b>13</b>
1. 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	13
2. 障がい福祉施設から一般就労への移行目標 .....	13
3. 障がい福祉サービス .....	14
4. 地域生活支援事業 .....	16
5. 児童福祉等のサービス .....	17
<b>第4章 数値目標とサービス必要見込量</b> .....	<b>18</b>
1. 平成32年度における数値目標 .....	18
2. サービス見込み量及び確保のための方策 .....	22
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>33</b>
1. 計画の周知 .....	33
2. 計画の推進体制の確立 .....	33
3. 計画の点検・評価 .....	33
<b>資料編</b> .....	<b>34</b>
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱 .....	34
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿 .....	36

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、「温もりとやさしさが築く だれもが輝くまち あいべつ」の実現をめざし、平成 27 年 3 月に「愛別町第 2 次障がい者基本計画」及び「第 4 期障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国では、障がい者と健常者が分け隔てなく共生する社会の実現に向けた制度の改革が進められ、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、平成 28 年 5 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう「生活」と「就労」の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、支援の拡充が図られ、平成 30 年 4 月より施行されることとなりました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、また社会的要因により障がい者認定を受け人が増加し、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

今回、「第 4 期障がい福祉計画」が計画期間を終了することとなるため、障害者総合支援法のサービス内容の変化や、個別施策の見直しを含めた「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の根拠法と位置づけ

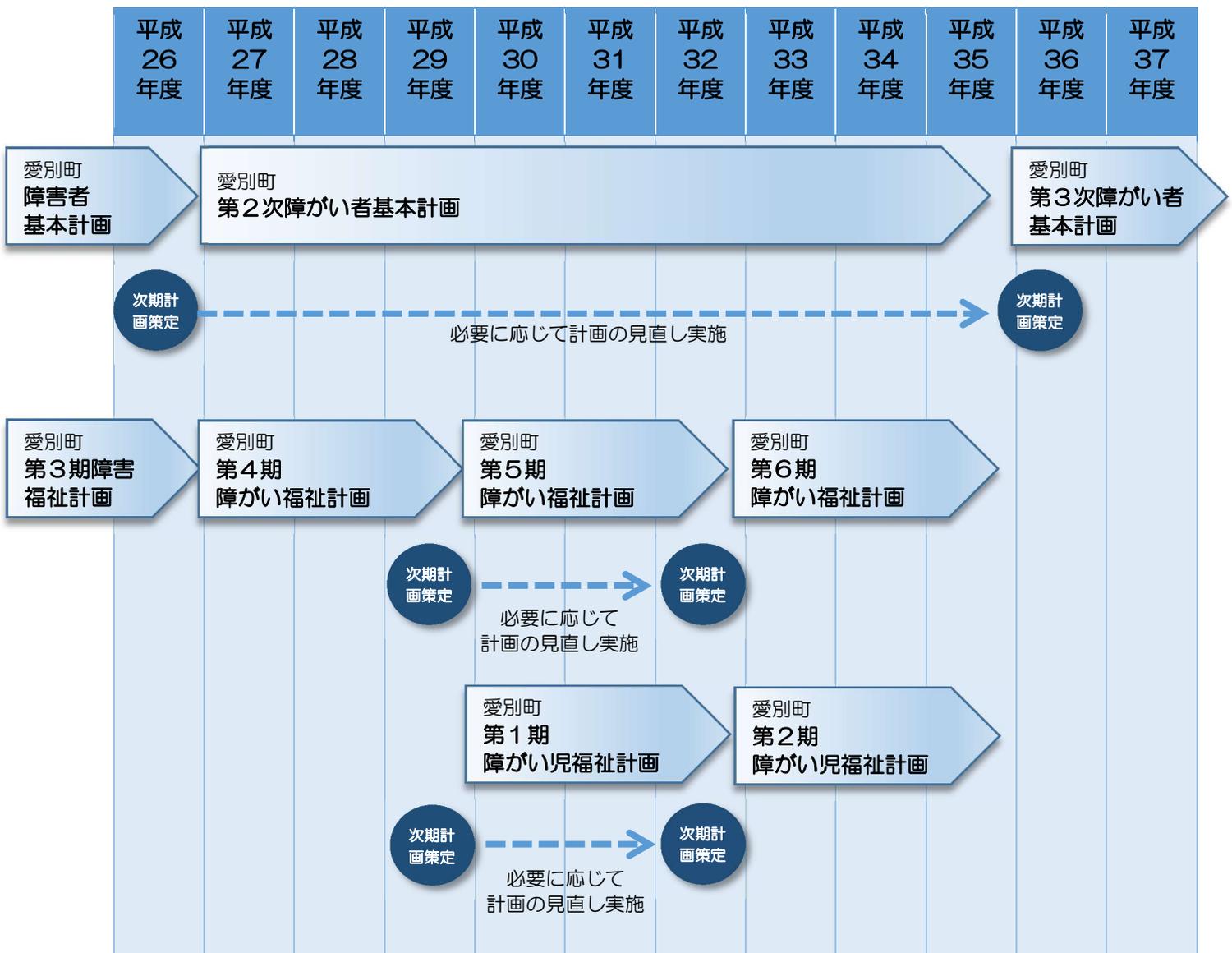
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき定められる市町村障害福祉計画であり、障がいのある人の「生活支援」にかかわる具体的なサービス見込量等を設定するものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき定められる市町村障害児福祉計画で、障がいのある子どもの支援にかかるサービス見込量等を定めます。

第2次障がい者基本計画を推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

## 3. 計画の期間

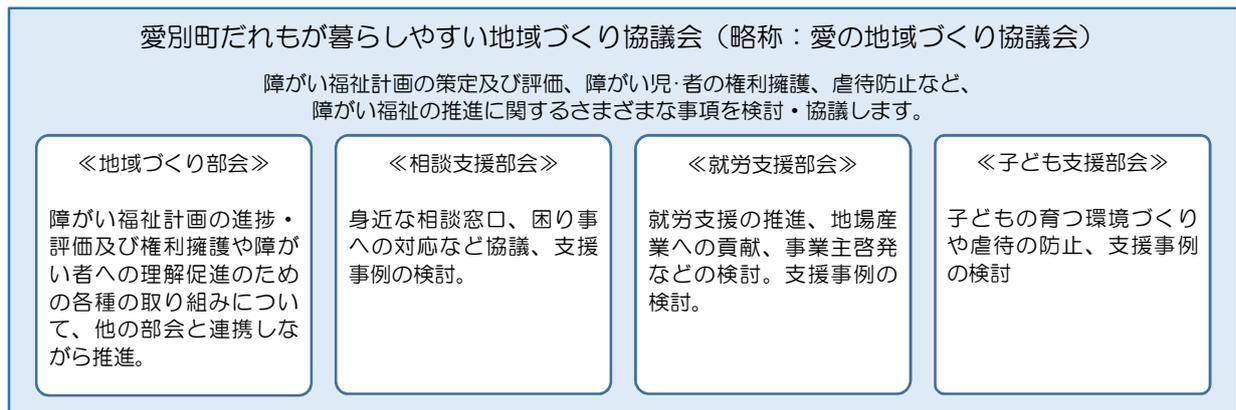
本計画の期間は、国が定める基本指針により、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



## 4. 計画の策定方法

### (1) 計画の策定

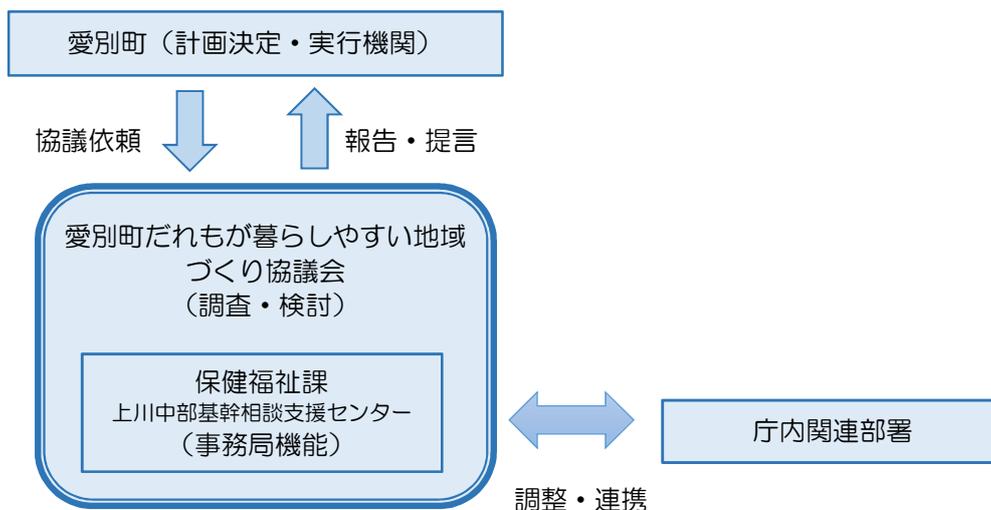
本計画の策定にあたっては、障がい者福祉事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、一般町民等の構成による「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」（略称：愛の地域づくり協議会）において、計画内容の協議を行いました。



### (2) 計画策定の体制

本町は、愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会は、計画策定とともに、計画の推進にかかる調査及び検討を行い、運営は保健福祉課が行います。

計画策定及び事業実施にあたっては、町民、関係者等の意見を聴くものとします。



## 5. 計画の方向性

### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と自己選択の支援

---

---

「障がいのある人もない人もともに普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、望む暮らしが実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

### (2) 町が主体となって進める障がい福祉サービスの実施

---

---

障がいの種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを身近なところで利用することができるよう、町が主体となってサービスの提供基盤の充実を図ります。

### (3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

---

---

障がいがあってもともに暮らしていける社会の実現をめざし、入院や入所から地域生活への移行や定着のための拠点の整備、一般就労も含めて働く場の確保や拡大などの就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域全体で支える体制の整備を進めます。

### (4) 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援

---

---

発達の遅れや障がいのある子どもの成長を支援するため、それぞれの成長過程に継続性と一貫性をもった対応ができるよう、関係機関や庁内部署の連携強化を図ります。

## 6. 計画の基本目標

### 基本目標1 とともに暮らすための基盤の整備

---

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービス提供や合理的な配慮ができるよう、質の高い障がい福祉サービスの確保に努めます。また、地域の理解や協力を得るための取り組みを行います。「愛の地域づくり協議会」の地域づくり部会で地域の課題を共有し、共生社会の実現をめざします。

### 基本目標2 障がいのある人の就労の促進

---

障がいの軽重にかかわらずその能力を發揮して収入を得、自信や生きがいを持って生活ができるように、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮した就労機会が得られるように取り組みます。「愛の地域づくり協議会」の就労支援部会で地域の課題を共有し、働き続けられる環境を整備します。

### 基本目標3 地域生活支援拠点等の機能強化

---

施設や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場の確保や移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、圏域内（愛別町、当麻町、比布町、上川町）で地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

### 基本目標4 相談支援体制の整備

---

地域において安心して日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用や各種ニーズに対応する相談支援体制が不可欠です。

このため、上川中部基幹相談支援センターきたよんを核として、ケアマネジメント<sup>※</sup>の視点から適切な相談支援を実施します。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、「愛の地域づくり協議会」の相談支援部会において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

<sup>※</sup>ケアマネジメント：介護の必要な障がいのある人・高齢者に適切な介護計画を立て、それによって十分なサービスを提供すること。

## 基本目標5 発達の遅れや障がいのある子どもの支援体制の確保

---

発達の遅れや障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで身近な場所で、成長に合わせた一貫した関わりが重要です。

そのため、乳幼児健診や子育て支援センター、幼児センター、学校など、子どもの成長の過程で出会う関係者の連携が重要になります。「愛の地域づくり協議会」の子ども支援部会で地域の課題を共有し、育つ環境を整備します。

また、専門的な支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援サービスの整備とともに、サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成を行う相談支援が重要です。上川中部基幹相談支援センターで障がい児等相談支援（発達支援サービス等利用計画の作成）や一般的な相談に応じるとともに、愛別町、当麻町、比布町、上川町で広域的に設置した当麻町母子通園センターを核として、保健師や子育て支援センター、幼児センターが連携して、子どもの発達に関わる相談支援を充実します。

## 基本目標6 権利擁護の推進

---

虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化に努めます。一時保護の体制については、上川中部基幹相談支援センター構成4町（愛別町、当麻町、比布町、上川町）と4町内にある施設において覚書を交わしており、各施設との連携強化を進めます。

成年後見制度の利用や日常生活支援事業など、障がいのある人が生活に困窮したり被害にあったりしないための支援体制の充実や、「障害者差別解消法」の周知などの住民や支援関係者の啓発活動に努めます。

## 基本目標7 災害に備えた地域づくりの推進

---

災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある人等に対して、その特性に配慮した支援を行うため、愛別町地域防災計画に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、安全確保のための支援体制を整備します。

# 第2章 障がい児・者を取り巻く現状

## 1. 愛別町の現況

### (1) 人口構造の推移

総人口は減少傾向にあり、平成25年に3,218人だった総人口は、平成29年には2,906人となり、312人の減少となっています。また、総人口の年齢構成別の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、平成25年の39.4%から年々増加傾向にあり、平成29年には44.3%と高齢化が進んでいます。

#### ■総人口・年齢3区分別の推移

	総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
平成 25 年	3,218 人	295 人 (9.2%)	1,655 人 (51.4%)	1,268 人 (39.4%)
平成 26 年	3,160 人	293 人 (9.2%)	1,582 人 (50.1%)	1,285 人 (40.7%)
平成 27 年	3,060 人	276 人 (9.0%)	1,492 人 (48.8%)	1,292 人 (42.2%)
平成 28 年	2,992 人	276 人 (9.2%)	1,423 人 (47.6%)	1,293 人 (43.2%)
平成 29 年	2,906 人	252 人 (8.7%)	1,367 人 (47.0%)	1,287 人 (44.3%)

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

## 2. 町における障がいのある人の状況

### (1) 身体障がい者の状況

身体障がいのある人の人数は、減少傾向で推移しており、平成29年は合計で240人となっています。

等級別にみると、5～6級はほぼ横ばいで推移しているほかは、全体的に減少しています。年齢階層別では75歳以上の人数が多く、平成29年は159人で全体の66.3%を占めており、高齢者福祉との連携強化が増々求められます。

#### ■等級別身体障がい者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成25年	58 (21.9%)	47 (17.7%)	43 (16.2%)	77 (29.1%)	24 (9.1%)	16 (6.0%)	265
平成26年	54 (21.0%)	40 (15.6%)	46 (17.9%)	73 (28.4%)	27 (10.5%)	17 (6.6%)	257
平成27年	55 (21.6%)	41 (16.1%)	41 (16.1%)	75 (29.4%)	27 (10.6%)	16 (6.2%)	255
平成28年	50 (20.7%)	38 (15.8%)	39 (16.2%)	72 (29.9%)	27 (11.2%)	15 (6.2%)	241
平成29年	53 (22.1%)	37 (15.4%)	38 (15.8%)	69 (28.8%)	27 (11.3%)	16 (6.6%)	240

資料：保健福祉課（各年10月1日）

#### ■年齢階層別身体障がい者数の推移

	0～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
平成25年	47 (17.7%)	62 (23.4%)	156 (58.9%)	265
平成26年	48 (18.7%)	57 (22.2%)	152 (59.1%)	257
平成27年	44 (17.3%)	62 (24.3%)	149 (58.4%)	255
平成28年	38 (15.7%)	51 (21.2%)	152 (63.1%)	241
平成29年	37 (15.4%)	44 (18.3%)	159 (66.3%)	240

資料：保健福祉課（各年10月1日）

## (2) 知的障がい者の状況

知的障がいのある人の人数は、ほぼ横ばいで推移しています。

年齢階層別では、高等養護学校への進学を視野に0～14歳で手帳を取得する方が微増しています。

### ■等級別知的障がい者数の推移

	A	B	合計
平成 25 年	19 (42.2%)	26 (57.8%)	45
平成 26 年	19 (41.3%)	27 (58.7%)	46
平成 27 年	20 (43.5%)	26 (56.5%)	46
平成 28 年	19 (41.3%)	27 (58.7%)	46
平成 29 年	19 (39.6%)	29 (60.4%)	48

資料：保健福祉課（各年 10 月 1 日）

### ■年齢階層別知的障がい者数の推移

	0～14 歳	15～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
平成 25 年	2 (4.4%)	17 (37.8%)	19 (42.2%)	7 (15.6%)	45
平成 26 年	4 (8.7%)	16 (34.8%)	18 (39.1%)	8 (17.4%)	46
平成 27 年	4 (8.7%)	16 (34.8%)	18 (39.1%)	8 (17.4%)	46
平成 28 年	3 (6.5%)	15 (32.6%)	20 (43.5%)	8 (17.4%)	46
平成 29 年	5 (10.4%)	15 (31.3%)	20 (41.7%)	8 (16.7%)	48

資料：保健福祉課（各年 10 月 1 日）

### (3) 精神障がい者の状況

精神障がいのある人の人数は、平成25年から減少傾向で推移しており、平成29年は9人となっています。これは、精神障害者保健福祉手帳の有効期間の終期後、手帳の更新をしていない方がいることが大きな要因です。

等級別にみると、平成29年は2級が8人（88.9%）、年齢階層別では40～64歳が5人（55.6%）でそれぞれ最も多くなっています。この数字は、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況であり、支援が必要でありながら地域に潜在する人への対応が求められます。

#### ■等級別精神障がい者数の推移

	1級	2級	3級	合計
平成25年	1 (7.1%)	9 (64.3%)	4 (28.6%)	14
平成26年	2 (14.3%)	8 (57.1%)	4 (28.6%)	14
平成27年	1 (7.1%)	11 (78.6%)	2 (14.3%)	14
平成28年	1 (9.1%)	9 (81.8%)	1 (9.1%)	11
平成29年	1 (11.1%)	8 (88.9%)	0 (0.0%)	9

資料：保健福祉課（各年10月1日）

#### ■年齢階層別精神障がい者数の推移

	0～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成25年	3 (21.4%)	7 (50.0%)	4 (28.6%)	14
平成26年	3 (21.4%)	7 (50.0%)	4 (28.6%)	14
平成27年	2 (14.2%)	6 (42.9%)	6 (42.9%)	14
平成28年	2 (18.1%)	5 (45.5%)	4 (36.4%)	11
平成29年	1 (11.1%)	5 (55.6%)	3 (33.3%)	9

資料：保健福祉課（各年10月1日）

## 第3章 第4期障がい福祉計画の実施状況

### 1. 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 25 年度末の施設入所者数 (A)	—	15 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末の施設入所者数	14 人	15 人	地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案
平成 29 年度末施設入所者数の削減	1 人 (6.7%)	0 人	(A) のうち施設入所者の削減数 (4%以上)
平成 29 年度末地域生活移行者数	2 人 (13.3%)	1 人 (6.7%)	(A) のうち地域生活に移行する人の目標数 (12%以上)

### 2. 障がい福祉施設から一般就労への移行目標

#### ①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 24 年度中の年間一般就労移行者数 (A)	—	1 人	目標設定の基準値
平成 29 年度中の年間一般就労移行者数	2 人 (2 倍)	2 人	基準値 (A) の 2 倍以上

#### ②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 25 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (A)	—	1 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末までの就労移行支援事業利用者数	2 人 (100.0%)	1 人	基準値 (A) の 6 割以上

### 3. 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	19	16	19	17	19	19
	実人数	3	4	3	3	3	4
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0

居宅介護の利用実人員、時間数とも横ばいで推移しています。

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援は、利用実績はありませんでしたが、必要時に利用できる体制を整備しておく必要があります。

#### (2) 日中活動系サービス

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
療養介護	実人数	2	2	2	2	3	2
生活介護	人日/月	550	487	550	443	550	463
	実人数	25	27	25	24	25	24
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	22	0	22	11	22	8
	実人数	1	0	1	2	1	1
就労継続支援（A型）	人日/月	22	21	22	21	22	22
	実人数	1	1	1	1	1	1
就労継続支援（B型）	人日/月	264	205	264	218	264	239
	実人数	12	15	12	15	12	14
短期入所	人日/月	0	2	0	0	0	0
	実人数	0	1	0	0	0	0

療養介護、就労継続支援（A型）は、利用者が固定されており、利用実人員、利用日数はほぼ横ばいです。生活介護、就労移行支援も多少の増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。就労継続支援（B型）は、計画日数は下回っていますが、新規利用者もあり、実績は微増しています。

### （3）居住系サービス

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 （グループホーム）	人	11	9	13	12	14	13
施設入所支援	人	15	15	15	15	14	15
共同生活援助 （グループホーム） 施設整備	定員数	0	0	4	6	4	6

平成28年度末に町内にグループホームが完成し、共同生活援助の利用者が微増しています。施設利用者は、横ばいで推移しています。

### （4）相談支援

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人／月	6	9	6	8	6	6
地域移行支援	人／月	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人／月	0	0	1	0	1	0

広域で設置した上川中部基幹相談支援センターを中心に計画相談を導入、全員実施済みです。地域移行支援、地域定着支援は計画に挙げましたが、実績はありませんでした。

## 4. 地域生活支援事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	未実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	人	25	15	25	10	25	9
	時間／年	1,700	942	1,700	400	1,700	250
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件	1	0	1	0	1	1
自立生活支援用具	件	2	0	2	5	2	2
在宅療養等支援用具	件	1	1	1	0	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	0	2	2
排せつ管理支援用具	件	72	102	72	84	72	72
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	0	0
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	箇所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
生活支援事業	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	17	5	17	3	17	0

相談支援事業は役場窓口を中心に、平成26年度からは広域で上川中部基幹相談支援センターを設置して充実を図ってきました。移動支援事業、日中一時支援事業は、介護者の高齢化や死亡に伴いグループホームに入所した利用者いたことが、サービスの利用減少につながったと考えられます。

## 5. 児童福祉等のサービス

### (1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	人/月	4	7	4	6	4	8
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	1	1	1	2	1	2
保育所等訪問支援	人/月	0	1	0	1	0	0

発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援については、広域（愛別町、当麻町、比布町、上川町）で当麻町母子通園センターの運営に参加しています。放課後等デイサービスは町内に事業所がなく、旭川市にある事業所を利用しています。

### (2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい児等相談支援	人/月	5	8	5	7	5	10
障がい児等支援体制整備事業	人/月	1	5	1	6	1	6
乳幼児健診・相談	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

発達の遅れや障がいのある子どもが、児童福祉のサービスを利用する際の支援計画の導入に平成25年度から取り組み、全員実施済みです。

# 第4章 数値目標とサービス必要見込量

## 1. 平成32年度における数値目標

国は、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針において、平成32年度までの成果目標の設定について、以下の考え方を示しています。

成果目標を設定する事項	目標値の設定内容
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"><li>平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。</li><li>福祉施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減。</li></ul>
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>各圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。（共同設置可）</li></ul>
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい者の地域生活を支援する拠点等を、各圏域に少なくとも1つ整備。</li></ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"><li>就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。</li><li>就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加。</li><li>就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。</li><li>就労定着支援の支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。</li></ul>
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村又は圏域に児童発達支援センターを1カ所以上設置。</li><li>保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。</li><li>各市町村又は圏域に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保。</li><li>各圏域及び各市町村に保健、医療、障がい福祉保育、教育等の関係者が連携を図るための協議の場を設置。</li></ul>

本町では、第4期計画までのサービス実施状況を把握し、計画や今後実施すべき事項等を検討しながら、平成32年度までの見込み等について見直しと目標値の設定を行いました。

## (1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針
平成 29 年度末の施設入所者数 (A)	15 人	目標設定の基準値
平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	14 人	地域生活への移行者数 (D) と新規入居者数を勘案
平成 32 年度までの削減見込 (C)	1 人 (6.7%)	【目標値】 平成 29 年入所者数からの削減見込み数 (A) - (B)
平成 32 年度の地域生活移行者数 (D)	1 人 (6.7%)	【目標値】 (A) のうち地域生活に移行する人の目標数

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	本町の目標
平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する	国の指針に基づき、近隣町との共同設置も含めて検討する。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	本町の目標
障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する	上川中部基幹相談支援センターを中心として圏域（愛別町、当麻町、比布町、上川町）で体制を構築しており、今後も協議を継続し機能強化に努める。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行目標

### ①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針
平成 28 年度中の年間一般就労移行者数 (A)	0 人	目標設定の基準値
平成 32 年度中の年間一般就労移行者数 (B)	1 人	【目標値】 基準値 (A) の 1.5 倍以上

### ②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針
平成 28 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (A)	1 人	目標設定の基準値
平成 32 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (B)	1 人	【目標値】 基準値 (A) の 2 割以上増加

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センターの整備

国の基本指針	本町の目標
平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置する	広域（愛別町・当麻町・比布町・上川町）で運営している当麻町母子通園センターの機能強化を検討する。

### ②保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の基本指針	本町の目標
平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制をすべての市町村において構築する	広域（愛別町・当麻町・比布町・上川町）で運営している当麻町母子通園センターで体制を整備しており、機能強化を検討する。

### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	本町の目標
平成 32 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置する	広域（愛別町・当麻町・比布町・上川町）で運営している当麻町母子通園センターで児童発達支援事業を実施しており、機能強化を検討する。また、近隣市町との連携強化を図る。

### ④医療的ケア児のための協議の場の設置

国の基本指針	本町の目標
平成 30 年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置する	国・道の指針をもとに、必要に応じて愛の地域づくり協議会で検討する。近隣市町との共同設置を含めて検討する。

## 2. サービス見込み量及び確保のための方策

### (1) 障がい福祉サービス

#### 1) 訪問系サービス

##### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障がい者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

##### ②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護、同行援護 重度訪問介護、行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	53	53	53
	人	3	3	3

##### 【確保の方策】

町内のサービス事業者「愛別町ホームヘルプサービスセンター」「フォーシーズン」の活用を促進し、近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。また、町内におけるホームヘルパー※等の人材育成のため、養成費用の補助を引き続き実施します。

※ホームヘルパー：障がい者や高齢者のいる家庭を訪問して、介護や家事、外出時の付添いなど介助を行う者。

## 2) 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けた必要な支援を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

## ②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
療養介護	人	2	2	3
生活介護	人	23	23	23
	人日/月	465	465	465
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
宿泊型自立訓練	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人	0	0	1
	人日/月	0	0	22
就労継続支援（A型）	人	1	1	1
	人日/月	22	22	22
就労継続支援（B型）	人	13	13	13
	人日/月	286	286	286
就労定着支援	人	0	0	0
短期入所（福祉型）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
短期入所（医療型）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0

### 【確保の方策】

町内のサービス事業者「あいねっと」による生活介護、就労継続支援（B型）の活用を促進するとともに、町内に事業者がないサービスについては、近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。適切なサービス利用のため、計画相談により日中活動の充実を図ります。

### 3) 居住系サービス

#### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
自立生活援助 【新規】	施設やグループホームから自立し、一人暮らしをする方を定期的に訪問し、生活面の課題や体調変化の有無を確認し、必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

#### ②サービス見込量と確保の方策

平成27年から29年までの利用実績と障がい者数の推移に基づく利用見込をもとに見込んでいます。

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	13	13	13
施設入所支援	人	15	15	14

#### 【確保の方策】

近隣の市町村と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。養護者の高齢化に伴い、利用希望者が増加することが予想されるため、地域生活支援拠点の整備と併せて「愛の地域づくり協議会」において、確保の方策を検討します。

## 4) 相談支援

### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### ②サービス見込量と確保の方策

平成 27 年から 29 年までの利用実績と障がい者数の推移に基づく利用見込をもとに見込んでいます。

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	10	10	10
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

#### 【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センターを中心に、各事業の必要サービス量を確保します。本人中心の支援計画を実行するため、支援者の資質の向上やサービス提供体制の充実に努めます。

## (2) 児童福祉法等によるサービス

### 1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

#### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障がい等の状態にあり、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して支援を行います。

#### ②サービス見込量と確保の方策

平成27年から29年までの利用実績と対象者数の推移に基づく利用見込をもとに見込んでいます。

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人	4	4	4
	人日/月	20	20	20
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人	2	2	3
	人日/月	20	20	25
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0

### 【確保の方策】

児童発達支援及び保育所等訪問支援については当麻町母子通園センターの利用をす  
すめ、その他については近隣の市町村と連携を図りながら各事業の必要サービス量を  
確保していきます。

また、併せて子どもの育つ環境を整備するため、本町及び上川中部北4町の「地域  
づくり協議会」子ども支援部会において、教育との連携も含めて協議します。

## 2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
障がい児等相談支援	発達の遅れや障がいのある子どもが児童発達支援・放課後等デイサー ビスなどを利用する前に発達支援サービス等利用計画を作成し、通所 支援開始後、一定期間ごとに発達や利用状況の確認、相談を行いま す。
障がい児等支援体制整備事業	子どもの成長発達に関する身近な相談機関として、発達の遅れや障が いのある子どもとその家族に適切な相談支援及び療育を提供します。

### ②サービス見込量と確保の方策

通所支援の利用見込みを基に障がい児等相談支援の利用者数を見込んでいます。

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい児等相談支援	人/月	4	4	4
障がい児等支援体制整備事業	人/月	6	6	6

### 【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センターに相談支援専門員を設置し、発達支援サービス等利  
用計画の作成を行います。障がい児等支援体制整備事業（道単独事業）については、  
乳幼児健診のフォローとして当麻町母子通園センターで実施します。保健師及び上川  
中部基幹相談支援センターで随時相談に応じる他、子どもの発達や育児上の悩みにつ  
いて、子育て支援センターや幼児センター、学校など身近な機関が連携して、気軽に  
相談できる体制をつくります。

### (3) 地域生活支援事業

#### 1) 必須事業

##### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

## ②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数 (人)	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	84	84	84
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	1
移動支援事業	人	10	10	10
	時間/年	465	465	465
地域活動支援センター (基礎的事業)	箇所	0	0	0
	人	0	0	0

### 【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センターを中心に理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、手話奉仕員養成研修事業を実施します。権利擁護の推進のため、啓発活動の他、成年後見制度などの活用について高齢者部門と連携して体制整備を進めます。移動支援事業については、町内のサービス事業者「あいねっと」や近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要なサービス量を確保していきます。

## 2) 任意事業

### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
生活支援事業	日常生活に必要な訓練、本人活動の支援として通所入浴を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場として、また障がいのある人の介護者が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

### ②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活支援事業	人	0	0	0
日中一時支援事業	人	1	1	1

#### 【確保の方策】

現在、生活支援事業、日中一時支援事業とも利用者はありませんが、今後も必要時に利用できる体制を整備します。

## (4) その他の事業

---

---

### 1) 身体障がい者補装具費給付

---

身体障がい者の職業その他の日常生活の能率の向上や、身体障がい児について将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に使用する補装具に係る費用について給付します。

### 2) 高齢者等交通費助成事業

---

重度身体障がい者等に対し、タクシーを利用する交通費を助成します。

### 3) じん臓機能障がい者通院交通費補助事業

---

じん臓の機能障がいがある人に、症状の軽減や除去するために人工透析療法による医療機関への通院に要した交通費を助成します。

### 4) 児童発達支援等通所交通費助成事業

---

生活習慣の確立、知的発達及び運動発達等を促進するために母子通園センター等に通園する交通費を助成します。

### 5) 除雪サービス事業

---

除雪が困難なひとり暮らしや重度身体障がい者等を対象として、玄関から道路までの除雪を行います。

### 6) 緊急通報装置の貸与

---

ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者等が安心して在宅生活を送るため、簡単な操作で消防に通報できる緊急通報装置を貸与します。

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 計画の周知

障がいのある人が安心して生活できるまちづくりを実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施にあたっては、障がい者支援に関わるすべての人々への周知徹底を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、ホームページに計画の概要を掲載することはもちろん、あるゆる媒体・機会を活用して広報活動を積極的に展開します。

## 2. 計画の推進体制の確立

本計画で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取り組みが要されることから、庁内においては、担当課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制の整備に努めます。

また、住民と関係団体、行政、社会福祉協議会等が一致協力して取り組みを進める協働体制を確立します。

さらに、地域における障がいのある人を支えるネットワークの中核組織である「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」によって地域の関係機関の連携を図り、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

## 3. 計画の点検・評価

「愛別町障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の円滑な推進を図るため、各年度において、サービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」において点検、評価します。

# 愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱

(略称：愛の地域づくり協議会)

(設置)

第1条 愛別町地域生活支援事業規則（平成18年規則第28号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号の規定により、愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 地域生活支援事業の実施及び評価に関すること。
- (3) 障がい児・者の権利擁護、虐待防止に関すること
- (4) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) 障がい児・者の総合的支援に資するネットワークの構築に関すること。
- (7) 障害福祉サービスの利用に関する苦情に関すること。
- (8) その他、障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の全体会議の委員は、15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育・学校関係者
- (3) 障害福祉サービス事業所
- (4) 障害当事者団体の代表者等（当事者）
- (5) 福祉関係機関、団体の代表者
- (6) 産業・企業関係者
- (7) 公募により応募した町民
- (8) 広域相談支援センター
- (9) その他学識経験者等、町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 協議会の事務局は、保健福祉課とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じ、その補充のために町長が委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議)

第5条 全体会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、全体会議に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(運営会議)

第7条 協議会の運営に資するため、毎月1回運営会議を開催し情報収集や課題整理を実施する。

2 運営会議の召集は、保健福祉課長(事務局)が行うものとする。

3 運営会議の構成員は事務局及び各部長、基幹相談支援センター職員とする。

(報償金)

第8条 協議会委員及び部会委員が全体会議及び部会に出席した場合は、交通費として2,000円を支給するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員及び協議会出席者等は、協議会で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(委員の任期経過措置)

2 施行の日から平成18年度内に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 愛別町障害者計画策定委員会設置要綱(平成18年要綱第17号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、改正後の愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、改正後の愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## 愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備考
教育・学校関係者	谷田 道明	教育委員会 次長	
	喜多 正則	美深高等養護学校あいべつ校 教頭	
障害福祉サービス 事業所	鈴木 彰	特定非営利活動法人あいねっと 理事長	
	工藤 雅美	株式会社ケアシステム 「グループハウス四季」 施設長	
障害当事者団体の 代表者等	山口 正栄	愛別町身体障害者福祉協会 会長	会 長
	太田 慶一	愛別町手をつなぐ育成会 会長 知的障害者相談員	
福祉関係機関、 団体の代表者	金谷 信夫	社会福祉協議会 会長	
	中井 則子	愛別町赤十字奉仕団 委員長	
	阿木 和子	愛別町民生委員協議会 会長	
産業・企業関係者	長屋 修二	愛別商工会 会長	
	野口 昇	上川中央農業協同組合 代表理事組合長	
公募町民	藤原 幸子	町民	副会長
	藤村 正勝	町民	
	高見 未知子	町民	
広域相談支援センター	安井 博子	かみかわ相談支援センターねっと センター長 地域づくりコーディネーター	
事務局	大山 育夫	保健福祉課長	
	長谷川 純子	保健福祉課長補佐	
	木戸 有希子	保健福祉課福祉係長	
	飛島 亜希	保健福祉課福祉係	
	岡田 智紀	上川中部基幹相談支援センター 管理者	
	水島 あゆみ	上川中部基幹相談支援センターきたよん コーディネーター	
	安孫子 真人	上川中部基幹相談支援センターきたよん 主査	

愛別町  
第5期障がい福祉計画  
第1期障がい児福祉計画

発行日 平成30年3月  
編集・発行 愛別町役場保健福祉課

〒078-1492 北海道上川郡愛別町字本町179番地  
電話 01658-6-5111 Fax 01658-9-3933